

## 令和5年度事業計画書

### I. 基本方針

本年度は、財団法人東京都慰靈協会が発足してから77年目となる。この間、東京大空襲に見舞われた3月10日、関東大震災が起きた9月1日に、震災・戦災遭難者を悼む春秋の慰靈大法要を毎年挙行できたことは、ひとえに遺族のみなさま、東京都、墨田区、地元町会、各種団体並びに仏教会、神社庁をはじめ宗教宗派を超えた多くのみなさまのお力、ご支援の賜である。

新型コロナウイルス感染症については、昨年度も変異株オミクロン株の影響を受け、第六波、第七波と続いた。現在新規陽性者数は継続して減少しているものの、依然として今後の動向を注視する必要がある。今年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症が当協会にも様々な影響をもたらすことを想定しなければならない。感染症法上の5類へ移行の動向も注視しながら、令和5年度事業計画においても、最大の慰靈行事である春秋の大法要はもとより、横網町公園管理運営など協会事業すべてにおいて適切に対応した事業運営が必要とされる。

一方、我が国は関東大震災以降、いくつもの大地震が発生しており、今年は東日本大震災から12年となったが、地震や台風などさまざまな自然災害は、地球上の各地で絶えることなく起きており、東京では、首都直下型地震の発生の危険性が指摘されている。また、世界では今なお、さまざまな地域で紛争が起き、戦火による犠牲者が絶えません。

こうした状況下にあって、震災・戦災遭難者16万人余を祀る東京都慰靈堂の建つ都立横網町公園は、災害の根絶と恒久平和を願う人々にとってかけがえのない場となっている。

東京都慰靈協会は、平成23年4月公益財団法人として新たなスタートをきってから13年目を迎える、「過去の震災・戦災を教訓として風化させないよう広く後世に引き継ぐこと」という公益目的事業達成のため、多彩な事業の充実を図ってきた。

今年度も、慰靈堂等慰靈施設の管理運営及び慰靈行事の確実な執行と共に、都立横網町公園、東京都復興記念館の指定管理者として、「メモリアルパークとしての社会的価値の向上」にむけ事業執行を行う。

本年2023(令和5)年9月1日には関東大震災100年という大きな節目の年を迎える。1923(大正12)年9月1日の関東大震災は何をもたらしたのか。関東一円で105,000人以上のかけがえのない命が失われた事実は、世代を超えて、都民の心に深く刻まれている。

東京都慰靈協会は、震災・戦災遭難者の慰靈追悼に努めると共に、このような悲惨な出来事を風化させることなく、次の世代に語り継ぎ、将来への教訓として活かしていくという重い役割を担っている。関東大震災から100年を迎える今年度は、これまで培ってきた経験と知識を最大限生かし、震災遭難者を慰靈し、災害の教訓を次の世代へ継承するため、東京都や関連する団体等と連携しながら、100年事業に取り組み、公益財団法人としての責任

を果たすべく努力する。

## II. 事業計画

### 1. 公益目的事業

#### (1) 法要事業

##### 1) 東京都慰靈堂の管理運営

東京都慰靈堂には、関東大震災及び都内戦災遭難者の遺骨が納められている。当協会はかかる遭難者の永久的総合祭祀を行い、あわせて参拝者の利便を図るため、東京都から東京都慰靈堂の管理を任せられ、その維持運営を行っている。

令和5年度は、引き続き、来堂者に気持ち良く参拝して頂けるよう堂内の環境維持に努める。昨年度整備された慰靈堂空調設備の適切な維持管理、運営を実施する。一方、新型コロナウイルス感染症についても、その動向を注視しながら対応策を講じる。

#### 主な業務

- ・ 慰靈堂の開閉及び清掃
- ・ 年間を通しての供花
- ・ 遺族が供養するためのお塔婆の提供及びお供物の贈呈
- ・ 参拝者のための「ろうそく」「線香」「生花」の提供
- ・ 日本の伝統文化を感じる和の空間づくり
- ・ 「ゆめ供養 はな供養」「ご朱印」等の受付
- ・ 団体見学者に対する職員によるガイド

##### 2) 慰靈大法要の執行及び慰靈行事の開催

慰靈法要については、東京都慰靈堂においての春秋慰靈大法要及び月2回の月例法要と、東京都慰靈堂外においての諸祭祀を行っている。特に、春秋慰靈大法要是当協会の中心的事業であり、令和5年度においても例年通り執り行う。

諸祭祀については、松平楽翁公墓前祭を例年どおり実施する。その他、慰靈行事として慰靈堂内で例年春秋及びお盆に行ってき慰靈献花展を行う。

なお、慰靈大法要及び慰靈行事の開催については、今後の新型コロナウイルス感染症の動向を見極めながら、必要な対応策を講じ執り行う。

#### ①春秋慰靈大法要

関東大震災並びに東京空襲遭難者を慰靈するため、次の通り執り行う。

##### ア 日 時

#### ◎秋季慰靈大法要

令和5年9月1日（金）午前10時開式

大導師を大本山池上本門寺貫首にお願いする予定である。

#### ◎春季慰靈大法要

令和6年3月10日（日）午前10時開式

大導師を金龍山浅草寺貫首にお願いする予定である。

イ 場所 東京都慰靈堂

ウ 協賛

全日本仏教会、東京都宗教連盟、東京都仏教連合会、  
東京都神社庁、東京都教派神道連合会、本所仏教会

エ 招待者

約6千名のご遺族の方々に案内状を送付するほか、各関係団体のご来賓の方々にも  
参列をお願いする。

オ その他

新型コロナウイルス感染症の動向を見極めた上で、当日の参拝者のため、亀沢一丁目  
町会による接待、裏千家淡交会によるお茶の接待を予定している。

## ②諸祭祀

ア 松平楽翁公 墓前祭（194回忌）

松平楽翁公は徳川幕府の老中となり、国政の改革とともに七分積立金の創設など江  
戸市政の振興のため自治制度の確立を図り、その恩澤は明治後の東京文化の基礎とな  
ったものが多い。その偉大なる功績と遺徳を偲び、次のとおり楽翁公の墓前祭を執り行  
う。

◎ 日 時 令和5年6月14日（水）

◎ 場 所 江東区白河一丁目 靈巖寺（松平楽翁公墓所）

◎ 招待者 松平家並びに白河市関係者約 50名

イ 主な戦没者追悼式等への参列・供花

◎ 毎年8月15日に日本武道館で行われる、政府主催の戦没者追悼式同じく東京都  
主催の戦没者追悼式に参列する。

◎ 每年10月26日に姫路市にて行われる、（財）太平洋戦空爆犠牲者慰靈協会主催  
の全国空爆犠牲者追悼平和記念式に参列、あるいは供花する。

◎ 每年秋季に千鳥ヶ淵戦没者墓苑にて行われる、（財）千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会主  
催の戦没者慰靈祭に参列する。

◎ 每年3月10日に東京都庁で行われる「東京都平和の日」記念式典に参列する

## ③慰靈行事

当慰靈堂に奉安されている遭難者諸靈の慰靈のため、墨田区花道茶道連盟、全日本各派  
古流連盟及び墨田・江東・足立・江戸川・葛飾5区の華道団体等の協賛を得て、慰靈献花  
展を行っている。

ア 慰靈献花展（いけばな展）

◎ 時 期 令和5年7月及び9月 令和6年3月（年間3回）

◎ 会 期 お盆……4日間

お彼岸……春秋各7日間

◎ 会 場 東京都慰靈堂内

- ◎ 出展数 每回約100点
- ◎ 協賛 お盆 …… 全日本各派古流連盟  
お彼岸 …… 墨田区花道茶道連盟 他各区華道団体
- イ 月例法要 慰靈堂にて、毎月5日と20日9時から月例法要を実施する。

## (2) 指定管理事業

### 1) 都立横網町公園、復興記念館の管理運営

平成20年度から東京の震災と戦災のメモリアルパークとして設置されている都立横網町公園（復興記念館を含む）の指定管理者として受託している。令和5年度は、新たな基本契約の3年目であり、事業計画の確実な執行を図り、慰靈の場としてふさわしい環境の創出を行うと共に、関東大震災100年事業との連携を図る。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況により、感染拡大防止のための対応策を必要に応じて講じる。

#### ①公園管理運営業務

- ・利用者対応と情報提供
- ・公園施設の維持補修
- ・樹木、株物管理
- ・園地・池・砂場の清掃管理
- ・災害等緊急時の適切な対応
- ・利用者要望の把握

#### ②公園監視業務

- ・公園遊具の整備点検
- ・危険箇所の点検整備及び違法行為の阻止
- ・夜間安全点検の実施

#### ③公園活性化業務

- ・さまざまなイベントの実施
- ・地元との交流イベント
- ・首都防災ウィークの開催
- ・関東大震災100年事業との連携

#### ④復興記念館管理業務

- ・来館者接遇業務
- ・資料調査研究業務
- ・館内清掃・陳列品整理業務
- ・特別展・企画展の開催
- ・利用者要望の把握
- ・資料の修復・復元

- ・収蔵品・画像の貸出し
- ・研究・取材対応
- ・エレベーター等機械設備保守
- ・建物維持補修

⑤許認可等業務の事務代行（許認可是都で行う）

- ・公園・慰霊堂の占用許可
- ・納骨堂の遺骨移転埋葬手続き業務

2) 令和5年度重点事業

指定管理運営業務実施計画に基づき、各種業務を確実に実施する。

公園管理の臨機の対応を行いつつ、特に重点的に取り組む主な事業は、次の通りである。

①安全安心な公園づくり

- ・受動喫煙防止への留意呼びかけ
- ・喫煙場所の集約

②関東大震災100年事業との連携

- ・所蔵資料を活用した特別展の開催
- ・収蔵品データベースの充実
- ・資料の電子データ化の促進と公開
- ・復興記念館展示リニューアル

(3) 関東大震災100年事業

○100年事業の基本理念

「関東大震災100年～犠牲者を悼み、教訓を未来に～」

東京都慰霊協会の目的である、災変遭難者への慰霊のこころを表現し、その災禍の記憶を忘れず、未来への教訓として防災・復興の力とするという意味をもっている。

○100年事業のポイント

- ・未来を見据えた事業展開
- ・横網町公園、東京都慰霊堂、復興記念館の更なる普及啓発
- ・慰霊のこころの記録と継承
- ・東京のまちづくりの基となった復興計画の評価
- ・所蔵資料の再活用（デジタル化、3D化等）
- ・非展示資料の活用
- ・他施設との連携事業推進

1) 事業懇談会の開催

事業実施に向け、引き続き設置した「関東大震災100年記念事業懇談会」を開催し、有識者の意見を参考に、今年度100年事業を実施

2) 主な記念事業

①催事等

講演会、シンポジウム、朗読会、演劇、映画会、特別展等

第11回首都防災ウィークとの連携

②関東大震災資料収集、修復保存事業、復興記念館展示リニューアル

関東大震災被災写真・記念碑MAP、震災記念文集朗読アーカイブ、

震災関係作品の映像化、収蔵品データベース（既存）の充実化

③特別寄進事業の継続

④他との連携事業

東京都、墨田区、消防庁、東京都公園協会等

⑤慰靈堂内施設整備

焼香台、経卓等

(4) 受託管理事業

1) 慰靈施設の管理

東京都立横網町公園に東京空襲犠牲者追悼平和祈念碑が設置されている。参拝に訪れる遺族の方々の便宜をはかるため、平成13年3月からこの祈念碑の管理に関する業務の一部を都（生活文化スポーツ局）から委託されている。

令和5年度も、前年同様に業務委託を受け、管理を行うこととする。

① 主な業務

ア 祈念碑に納めてある名簿の写しの閲覧及び新規登載希望者の受付

イ 祈念碑周辺の清掃および花壇の散水業務

ウ 祈念碑内の空調等設備管理

2. 収益事業

(1) 販売事業

慰靈堂参拝者をはじめ公園利用者の便宜を図るため、平成18年度から自動販売機による清涼飲料水の販売を行っている。現在公園内に4台設置しており、東京都から都市公園法に基づき許可を受け営業を行う。

3. 協会運営（法人会計）

(1) 役員会の開催

1) 理事会

①第1回理事会

ア. 日時 令和5年6月

イ. 議決事項 令和4年度事業報告及び収支決算の承認

②第2回理事会

ア. 日時 令和6年3月  
イ. 議決事項 令和6年度事業計画及び収支予算の承認

2) 評議員会

①第1回評議員会

ア. 日時 令和5年6月  
イ. 議決事項 令和4年度事業報告及び収支決算の承認

②第2回評議員会

ア. 日時 令和6年3月  
イ. 承認事項 令和6年度事業計画及び収支予算の承認

4. 公益財団法人東京都慰靈協会職員配置

12名（会長、理事長除く）

会長

理事長 常務理事 事務局長 庶務・経理  
管理許可施設・受託施設管理  
慰靈・供養・参詣受付  
100年事業担当理事 100年事業担当調査研究員

管理所長 公園運営管理  
公園技術設計監督  
公園維持管理  
復興記念館調査研究員